

会議結果

会 議 名	第 5 回一色地区産廃棄跡地問題地域会議
日 時	平成 2 9 年 7 月 1 2 日 (水) 午後 2 時から午後 4 時 1 0 分
場 所	西尾市クリーンセンター 研修室
出 席 者	別紙名簿のとおり 欠席者：2 号委員 川上万一郎氏、3 号委員 大東憲二氏、後藤尚弘氏、 事務局：牧環境部次長、鈴木環境保全課長、黒野主任主査、三矢主任主査、鈴木主事
傍 聴 者	3 3 名、報道機関 4 社
議 事 要 旨	下記のとおり

1 会長あいさつ

- ・あいさつの概要は次のとおり

前回会議は 2 年前に開催した。前回会議から今まで、県等と協議してきた。その経緯等も含めながら今後どう対応していくかを今日の会議で決定していきたい。

一色地区の跡地問題、これは全国でも同じような問題がたくさんある。環境省の行政事業レビューの公開プロセスというものがある。私もその委員をしている。その中で、今、環境保全上問題がないから手を付けないほうが良いという問題がたくさんある。

国が補助を出して代執行をする制度があるが、それは生活環境上支障がある限られたものしか適用されない。現時点で生活環境上支障が無いということになるとそれも使えない状況である。今日は、皆様方のご意見をいただいて今後、どう対応していくかを今日の会議で決定していきたい。よろしく願いいたします。

2 これまでの経緯について

資料に基づき事務局から説明 別紙 (P 1)

説明に対して質疑なし

3 議題

- (1) 「全量運び出し」、「封じ込め」に係るメリット、デメリットについて

資料に基づき事務局から説明 別紙 (P 2)

説明に対して質疑なし

- (2) 解決手法提案について

資料に基づき事務局から説明 別紙 (P 3～9)

- (2) 解決手法提案について主な質疑等

○P 8 (1) 環境監視の継続実施について、従来の監視を含め、さらに強化するということか。

また、P 8 (2) コンクリート版・堰堤の崩壊対策について、外周の補修について、土地の所有者が行うとなっているが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第 5 条第 1 項に基づき土地

の所有者が行うべきということか、または、地震対策か。

→監視については、現在、県が水質調査を年2回、市が土壌調査を年1回行っているが、調査の頻度をあげる事、ガス調査を新たに行う事を検討する。

跡地の外周の補修については、廃掃法の第5条第1項に基づき土地の所有者に求める。

堤防の耐震化は平成18年に行われているので、国、県へ要望をする予定は無い。

○P8(3)産廃跡地監視調査組織はどのようなものか。

→県は、周辺水路の4ヶ所の水を年2回調査しています。市は、周辺水路の土壌を年1回行っているが、今まで、この測定データを協議する組織は無い。従って、その様な組織を県と市で協議していく予定。

→今は、影響が出ていないが、調査を増やすことをお願いしたい。

→今後、調査の回数、方法等について協議する予定。

○地下水やピット内の水位、水質も調査すべきではないか。

→地下水の調査は、周辺に適した市有地等は無く、井戸を設けることはむずかしいと思われる。

また、跡地内のピットは地下水に通じている井戸ではなく、処分場内の汚水を組み上げるためのもの。これらの調査については今後、県と協議を進めていきたい。

○ピットは業者の土地にあるが、行政が調査を行えるのか。

→廃棄物の処理及び清掃に関する法律の19条に基づき、立ち入りは可能と考えられる。

→調査は、地主からの報告をもらうのか、行政が行うのか。

→現在行っている調査は、行政が行っている。

→調査によって特殊なものが出れば「漏れ」がわかるので、井戸を数か所設けていただいで監視できるとよいと思われる。

→先ほど言われたとおり、海が近いので測定はむずかしい。また、矢作川の流域は、地下の流れが複雑であり、ここは、埋立地でもあるため、詳しい方の意見を聞かないとむずかしいと思われる。

○どのようなことを、どのように行うかは、P8(3)産廃跡地監視調査組織で検討するのか。

→そのとおり。

○遮水シートのことを心配している。現在跡地は、植物が生えており、木の根の深さがどこまでのいつているのか心配。また、シート耐用年数、劣化等から、交換の必要はないか。

→遮水シートからの汚水の漏れ出しについて県は、シートが破れ汚水が漏れ出していれば周辺水路に影響があるという考えのもと、年2回周辺水路の水質調査を行っている。市も周辺水路の土壌調査を年1回行っている。これらの調査結果から、有害物質は漏れ出していないというのが県と市の見解。

シートの交換について、本来であれば、シートの寿命前に汚水処理を完了するものである。シートを取り替えるには、中のゴミを取り出す必要があるので不可能である。

○仮にシートが破れていれば、シート内の汚染物質が周辺水路に出てくるという仮定に基づいて話をしているが、本当にそうなのかという疑問がある。仮にシートが破れて周辺水路に出ずに、別のところに出ている可能性はないか。周辺の地下水を測ることにより、その可能性も否定できると思われるが、論理的な説明はあるか。

→県にその様な質問をした事があり、「水路の水を測っていれば問題ない。」という内容の回答。市は、周辺水路の水だけの測定でいいのかという疑問があったため、水より深い位置に有る土壌を測定している。測定場所は第三工区に面した水路で、平成12年から測定しており毎年少しずつ測定場所を移動させているため、第三工区の周囲はひと通り測定しているが、異常は出ていない。

→底質の土壌を取っているのですが、現在はよいと思うが、さらに下の地下水への疑問も残る。しかし、測定場所がないのが実状。

○今、問題がないのに、更に金をかけて測定する必要があるのか。また、わざわざ組織を立ち上げる必要があるのか。今のまま、定期的に測定を行えばよいのではないか。

→その検討も必要。地域住民の安心、安全の確保のためそれらを含めて1度検討してみる必要がある。その結果、今のままの測定方法でよいという結果になるかもしれない。

一色地区産廃棄跡地問題地域会議の結論について

○本日提案させていただいた対策を本地域会議の結論とさせていただき、市長への報告につきましては、私と副会長で対応させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

→一同、「異議なし」の声

→委員の皆様方の承認をいただきましたので、本日の提案させていただいた対策を本地域会議の結論とさせていただき、市長へ報告させていただきます。

4 その他

○新規産廃処分場建設反対要望書、中村新市長の政策目標について紹介

以上